

教育奨励金貸付規程

平成 24 年 4 月 1 日 制定

(教育奨励金貸付制度の目的)

第 1 条 診療放射線技師としての資質向上を図り、高度な能力を備えた後継者を育成するためにこの教育奨励金（以下「奨励金」という。）貸付制度を定める。

(奨学生の心得)

第 2 条 奨学生は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下「当技師会」という。）が求めている高度な能力を備えた診療放射線技師となるため、更なる診療放射線学の知識及び診療放射線技術の修得と向上に努め、実践的に学ぶこと。

(奨学生の資格要件)

第 3 条 診療放射線技師として更なる知識と技術を修得するため、大学院に入学または在学するものであること。

(貸付人数)

第 4 条 奨励金の貸付人数は、当分の間、一般会計年度 2 人以内とする。

(奨励金の申込)

第 5 条 奨励金の貸し付けを受けようとする者は、次の書類を当技師会の事務局に提出し、選考を受けなければならない。

- (1) 奨励金貸付申請書
- (2) 履歴書（写真添付）
- (3) 前年度収入証明書
- (4) 入学証明書
- (5) 住民票

(選考)

第 6 条 奨学生は、理事会が選考し、決定する。

(決定通知)

第 7 条 会長は、奨学生を決定したときは、事務局を通じ直ちに本人に文書をもって通知す

る。

(手続き)

第8条 奨学生と決定された学生（以下「借受者」という。）は、通知を受けた日から1ヶ月以内に次の各号の書類を当技師会の事務局に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 奨励金借用証書（保証人連署）
- (3) 印鑑証明書（保証人）

2 前項第3号の保証人は、独立の生計を営むものであって、いつでも本人と連絡できる者でなければならない。

(貸付方法)

第9条 貸付額は、一括で銀行振込にて行なう。

(奨励金の貸付額等)

第10条 奨励金の貸付額は次のとおりとする。

- (1) 1人500,000円とする。
- (2) 貸付を受けた日から1ヶ月以内に、その貸付金額について借受書を提出しなければならない。
- (3) 奨励金の貸付額は無利子とする。

(貸付期間)

第11条 貸付期間は、大学院に在学する期間で、認定された日の属する月から卒業する日の属する月までとする。

(返済)

第12条 借受者は、貸付を受けた奨励金の全額を返済しなければならない。また、返済方法等に関する返済計画書を提出しなければならない。

2 返還は、卒業後1年経過した後、5年以内に返済しなければならない。ただし、特別の事情によりやむを得ないものと会長が認めたときは、別に契約を結ぶものとする。

3 返済金額等は、本人または保証人に毎年通知する。

(免除と猶予)

第13条 前条の規定に係わらず、奨励金の貸付を受けた者が死亡または著しい障害の状態、その他の重大な理由により、奨励金の返済が困難となった場合は、本人若しくは保証人の願い出により、会長は理事会の議を経てその返還を全部若しくは一部について、免除

若しくは猶予することができる。

(返済期間の短縮)

第 14 条 第 12 条の規定に係わらず返済期日を早め或いは返済期間を短縮して、返済未済額を一時に返済することができる。

(届出義務)

第 15 条 奨学生は、卒業前に卒業後の連絡先を、書面をもって当技師会事務局に届け出なければならない。

2 奨学生は、本人および保証人の氏名、住所が変更された場合は、直ちにその旨を当技師会事務局に届け出なければならない。

3 すでに届け出た保証人を変更する場合は、「保証人変更願」を当技師会に提出し、会長の許可を受けるものとする。

(所管)

第 16 条 奨励金に関する事務は、当技師会事務局の所管とする。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の議による。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。